

平成18年度事業計画

自 平成18年4月1日

至 平成19年3月31日

I. 基本的活動方針

1. コンプライアンスの遵守

改正労働者派遣法が施行されて2年。改正されたルールの下、適正な派遣事業運営に取り組んできた。しかし、昨年協会が実施した派遣法改正実態調査によると、必ずしも、改正派遣法が、周知・徹底されているとは言えない状況であることが判明した。係る状況下、今後なお一層、労働力需給のベストマッチングに努めると共に、社会の発展に貢献する公共性の高い人材派遣事業として、また規制緩和の前提としても、コンプライアンスの徹底、高い倫理観と自浄能力の発揮を実現し、業界の健全な発展に努める。

2. 専門委員会の組織変更

協会の事務運営を円滑に遂行するために、従来の専門委員会を、総務・事業委員会の他、対象別に、会員の労働者派遣事業を支援するための「派遣事業運営支援委員会」、派遣労働者等のキャリア支援（能力開発を含む）、福祉の増進のための「派遣労働者支援委員会」、行政・立法府等関係機関に対して制度改定等について検討し、働きかけるための「制度改定推進委員会」に組織変更する。

3. 中小規模の会員へのサービス強化

現在の会員のうち、労働者派遣事業の年間売り上げ15億円未満である約7割の会員が、協会会費の約半分を負担している。今後協会事業を考えていく場合、中小規模の会員へのサービスを強化する必要がある。また、従来、協会主催のセミナー・研修会等は東京・大阪が中心で、地方会員に恩恵が少なかったので、今後、地方の会員に対するセミナー等を強化する。

4. 予算の効率的執行

今年度は、労働者派遣法施行20周年目を迎え、協会設立20周年記念事業を計画している。そのため、今年度予算は、単年度赤字を予定しているが、予算執行の効率的運用に努め、最終的には、収支が均衡するよう努力する。

Ⅱ. 具体的事業計画

1. 労働者派遣事業の適正な事業実施に必要な活動

労働者派遣法に基づく諸規定の改廃の情報並びに平成18年4月施行の「公益通報者保護法」など、適正な事業実施に必要な最新情報を迅速に会員に提供するとともに、内容の周知・徹底を目指して各種説明会、セミナーの開催及びリーフレットの作成・配布等啓蒙活動を行う。

2. 労働者派遣事業を取り巻く諸問題解決への活動

(1) 労働者派遣法抜本改革研究プロジェクト報告の活用と広報

平成17年度事業である労働者派遣法抜本改革研究プロジェクト報告を踏まえ、それを提言化し、今後の協会活動の一環に織り込みながら広報活動に励む。広報活動においては、社会全体に労働者派遣の実態と問題点を周知すべく、その告知方法と発表機会を検討する。

(2) 社会保険制度に関する提言実現化への活動

平成17年度事業としてとりまとめた「人材派遣業界における健康保険・年金制度適用の改善提案に関する調査・提言」について、今後この提言をどこにどのように生かしていくかを検討し、継続的な活動を行っていく。

(3) 「人材派遣将来ビジョン」実現への継続的な活動

平成16年度事業として作成された「人材派遣将来ビジョン」の各課題については、平成17・18年を通じて実現ないし方向付けをすべく検討・行動していく。事務局の組織改編は、このビジョン実現の為の活動推進の一環であり、従来の専門委員会に割り当てられた課題は組織改編をもって、新専門委員会に引き次いでいく。

3. 協会設立20周年記念事業

今年度は、協会設立20周年目に当たる。そこで、労働者派遣のポジティブイメージを確立し、労働者派遣制度を社会に広く浸透させ、派遣を通じた雇用の促進を図る企画として、7月に交通広告などを通じて社会的好感度を更に高める。また、同時に派遣川柳を募集する。川柳の優秀作品は記念イベントの際、結果を発表する。

4. 諸制度改定の推進

登録型労働者派遣制度の特性に起因する現行法制上なじみにくい諸問題について、対外的な改定推進活動を実施する。

(1) 障害者雇用に関する継続的取り組み

昨年度に引き続き、障害者の雇用促進を図るため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の主催する「人材派遣における障害者雇用推進事業委員会」に協会から委員を派遣し、労働者派遣における障害者雇用の問題点、対応策等を検討する。

また、派遣業界における障害者雇用問題について意見広告を新聞等に掲載する。

(2) 厚生年金の保険料アップ問題への対応

厚生年金の保険料アップ問題に対する対応として、前年に引き続き、派遣先の理解促進のための方策を検討する。その前提として、派遣会社のコスト構造を社会・派遣先に正しく認識していただくための諸活動を行う。

(3) その他制度改定に係る諸問題の検討

その他、派遣制度にマッチングしない諸制度（派遣労働者の交通費非課税問題、事業所税問題など）について検討し、立法府・行政機関に働きかける。

5. 各種調査等の実施

(1) 労働者派遣事業統計調査の実施

四半期ごとに派遣労働者実稼働者数等を把握する労働者派遣事業統計調査を引き続き実施し、結果を広報していく。

(2) 海外の労働者派遣実態調査結果の精査・継続とデータ化

平成17年度より、研究活動の一環として開始した、海外調査事業を継続発展させる。

①調査結果のデータベース化

②調査内容の精査・更新

(3) 中高年齢者の紹介予定派遣実態調査

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部からの委託事業として「中高年齢者の紹介予定派遣に係る活用事例集（仮称）」の作成を実施する。

6. 広報PR活動の展開

(1) 「人材派遣データブック2007」の発行

平成17年度のスタイルを継承し、新たな企画や調査結果を盛り込んだ冊子を平成19年2月に発刊する。

(2) 「haken+」（協会機関誌）を年4回発行

「haken+」の発刊を従来の年3回から4回に増やし、季刊として定期発行（6,9,12,3月）する。次号特集テーマの告知を行い、会員に関心をもってもらえるように内容の充実を図る。

(3) 協会ホームページの会員ページリニューアル

会員への情報サービス向上を目的とし、会員ページ閲覧の便宜性向上を図る。

7. 機密情報保護の活動

協会の機密情報保護に関するガイドラインについて実態に合致しているか検討し、必要であれば、バージョンアップ等を検討する。また、認定個人情報保護団体の認定について検討する。

8. 人材データ標準化のためのプロジェクト設置

会員における募集時・受発注時・プロフィール作成時などのデータ移行の利便性向上を図れるようデータ標準化（HR-XMLを含む）のためのプロジェクトを立ち上げ、規格・内容等について検討する。

9. 各種セミナーの開催

派遣業界における様々なニーズに対応するため、コーディネーターや営業パーソンの社内の人材育成については人材育成セミナー・レベルアップセミナーを行い、法律相談については相談事例セミナーを行う。また、事業主等トップを対象としたセミナーを企画する。業界全体の質の水準を高める。

- ①人材育成セミナーの開催（地方）
- ②レベルアップセミナーの開催（東京・大阪）
- ③相談事例セミナーの開催（東京、地方）
- ④新しい法律制度等に係るセミナーの開催
- ⑤派遣元事業主対象のセミナーの開催

10. キャリアカウンセリング

派遣労働者及び派遣労働者として働こうとする人達が、自らの職業人生の中で派遣という就業形態を、一つの有効な手段として理解してもらい、安心して働けるようカウンセリング制度を推進する。このため、キャリアカウンセリング相談窓口や、内容についての広報活動を行う。

11. WEBスキルチェック

主に派遣労働者及び派遣労働者になろうとする人を対象とした能力開発事業の一環として、当協会ホームページ上の「WEBスキルチェック」のコンテンツの見直し、リニューアルを検討する。

12. 雇用能力開発機構との連携

生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）と連携して、人材派遣業界に特化した7コースの能力開発セミナーの実施について協力する。

13. 教育機関との提携

協会のスケールメリットを活用し、各教育機関と交渉・提携することにより、市場価格より安く、適正な内容の多種多様の授業・講座をポータルサイトなどを使って派遣労働者に対して案内提供する体制の整備を検討する。

14. 健康診断

協会主催の定期健康診断を秋季から方式を全面的に見直し、今後は会員に健診機関を紹介し、そのまま直接申込手続きをする等の方式とする。同時に事務局が

健診機関と健康診断の費用や開催時期について交渉・契約することにより、健診に関わる事務処理の省力化とルーティンワーク化を図る。

15. 人材派遣健康保険組合との連携

当協会が母体となって設立した人材派遣健康保険組合の適正な発展のために、連携して諸活動を実施する。

- ①組合会議員（選定議員）の選定に関する取りまとめ
- ②保健事業の拡充

16. 派遣元責任者講習の実施

厚生労働省からの委託事業として、派遣元責任者講習を当協会が一元的に委託を受け実施しているが、今年度は、講習内容を一部改定して、より一層充実した内容で別紙3のとおり実施する。また、受講希望者のキャンセル待ちが多数生じている状況を踏まえ、1回当たりの収容人員の増加及び実施回数の拡大に努める。

17. 相談センターの運営

労働者派遣事業を適正に推進するために、派遣労働者、派遣元企業、派遣先企業からの相談及びクレームに対応する相談センターを、相談件数等を勘案して、札幌、東京、名古屋、大阪、及び福岡の5カ所に集約し、より一層充実したアドバイザー事業を、厚生労働省からの委託事業として実施する。

特に、東京・大阪・名古屋については、相談件数が多いために、土・日・祝日を除き、毎日の対応とし、東京においては、昼休みや夜7時までの間受け付ける体制としている。

18. 労働者派遣事業所データの整備

適正な派遣事業の運営のためには、実態の正確な把握が前提となることから、厚生労働省及び都道府県労働局の協力を得ながら、全国の労働者派遣事業許可届出事業所に係るデータを整備する。

19. 会員データベースの整備

現在、ホームページ上のデータ管理システムが二つ存在するので一元化する。また管理項目の見直しを行う。

20. CIETT世界大会への参加

平成18年度は、5月にドイツのベルリンで世界大会が開催され、当協会理事長及びCIETT・海外関係担当顧問ほか協会関係有志が日本より参加する。CIETT及びILO（国際労働機関）の活動状況を的確に把握、収集し、会員各位に伝達していく。また今後は、ASA（American staffing Services Association、米国人材派遣協会）の動きにも注目していきたい。

平成18年度派遣元責任者講習実施計画（案）

開催時期	開催地	受講予定者数	受講予定者の範囲
平成18年 4月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
4月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
4月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
5月	宮城県	255名	宮城県及び東北地区
5月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
6月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
6月	東京都	396名	東京都及び関東・甲信越地区
7月	愛媛県	225名	愛媛県及び四国地区
7月	岡山県	250名	岡山県及び中国地区
7月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
7月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
8月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
8月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
9月	新潟県	225名	新潟県及び北陸・甲信越地区
9月	東京都	396名	東京都及び関東・甲信越地区
9月	北海道	330名	北海道地区
10月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
10月	東京都	396名	東京都及び関東・甲信越地区
10月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
11月	宮城県	255名	宮城県及び東北地区
11月	東京都	396名	東京都及び関東・甲信越地区
11月	広島県	276名	広島県及び中国地区
12月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
12月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
12月	東京都	396名	東京都及び関東・甲信越地区
平成19年 1月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
1月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
2月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
2月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
2月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
3月	大阪府	450名	大阪府及び近畿・北陸地区
3月	東京都	500名	東京都及び関東・甲信越地区
合 計	32回	13,317名	

※ 平成18年度より、再受講者については要件を満たしている方に限り、午前の講義を免除する取り扱いとする。